裏川における不法係留船対策に係る計画書

令和2年2月大分県

### 目 次

1. 重.	点的撤去区	区域の	設定	及び	同	区域	ひこ	おり	ナる	5不	法	係	留	船	の	強	制	的	な	撤	去	措	置	に	係	る計画
(1)	不法係督	<b>留船対</b>	策に	係る	計i	画策	定	の	目白	勺•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	不法係督	習船の	現状		•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3)	恒久的な	よ 係留	保管	施設	<i>(</i> )	現状	等	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(4)	暫定的な	よ 係留	保管	施設	に	<b>⊘</b> ν`	て	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(5)	重点的指	放去区:	域等	の設	定		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(6)	重点的推	放去区:	域の	不法	係	留船	m	強制	制白	句な	漵	去	措	置	に	係	る	年	次	計	画	•	•	•	•	2
(7)	暫定係督	冒区域	の設	定•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(8)	暫定係督	冒施設	の整	備に	係.	る年	次	計画	画•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(9)	暫定係督	冒施設	の運	用に	係.	る年	次	計画	蓟·	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2. 重.	点的撤去▷	区域に	おけ	る強	制	的な	撤	去扌	昔置	量の	実	施	計	画												
(1)	基本方針	+••			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(2)	対象船舶	白・・			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(3)	周知徹底	£••			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(4)	法令に基	基づく	規制	手順	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3. そ	の他																									
(1)	大分地区	区の公	共水	域等	のえ	利用	調	整し	こ月	目す	つる	協	議	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(2)	船舶等の	放置	等の	禁止	規	定及	び	罰具	則規	見定	(D)	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8

### 1. 重点的撤去区域の設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画

### (1) 不法係留船対策に係る計画策定の目的

河川区域内の不法係留船は、洪水流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等への損傷、河川工事の実施の支障のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等、さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしているところである。

裏川では、1970年代から、現日本製鉄(株)の西側において多数の漁船及びプレジャーボートの係留が確認されていた。

これまで、無許可係留に対しては、警告看板を現地に設置するなどの周知や種々の指導を行ってきたが、抜本的な解決に至っていない。

こうした中、大分県は平成30年7月6日に「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」(以下、「大分県条例」という。)を制定し、平成31年4月1日に施行した。本条例に則り、実効ある対策を計画的に講ずるため「計画的な不法係留船対策の促進について」(H10.2.12建設省河政発第16号)の河川局長通達(以下、「河川局長通達」という。)に基づき、本計画を策定するものである。

### (2) 不法係留船の現状

平成25年度の調査で、裏川には224隻の不法係留が確認されていたが、説明会や行政指導により利用していない船舶の処分等が進み、令和元年12月末時点には75隻減少し、149隻となっている。

平成30年度に実施したアンケート調査によると、釣り目的の船舶が9割以上を占めている。釣り以外では、クルージング、漁業としての船舶も存在する。



写真-1 裏川航空写真(2014年)



写真-2 裏川係留状況 (2019年)

### (3) 恒久的な係留保管施設の現状等

隣接する大分港における恒久的な係留保管施設の整備に係る計画は、別紙『大分港港湾 計画図』のとおりである。

現状では、大分市西部の港湾・漁港の施設には、収容の余力はないため、河川の不法係留船の受け入れは困難な状況である。

### (4) 暫定的な係留保管施設について

河川内の暫定的な係留保管施設(以下、「暫定係留施設」という。)は、洪水時等における治水上支障となる恐れが少ない場所について設置することが可能である。裏川は大分川の派川であり、洪水時には樋門を閉じれば本川からの流入が防げるため、急激な増水の心配が少なく、かつ、流下能力が十分確保できていることから、暫定係留施設の設置は可能である。

ただし、暫定係留施設は、適正に管理されることを前提とするものであり、不法係留船が密集している部分や点在している部分を、現状のまま暫定係留施設として追認することは認められない。したがって、適切な工事、手続きを行うことで係留保管施設の設置を可能とする。

### (5) 重点的撤去区域等の設定

裏川は、右岸が工場(日本製鉄)の緑地、左岸は大洲運動公園であり、河川環境、周辺環境の問題が比較的少ない。しかしながら、裏川は県内の単独河川では不法係留船が最も多く、また、津波等による2次被害が懸念され、その被害を最小限にするためにも不法係留船対策を推進する必要がある。このため、裏川に重点的撤去区域(P.3 図 1)を設定する。

あわせて、大分県条例第8条第1項の規定に基づき、係留保管の適正化について重点的かつ優先的に取り組む適正化推進区域として指定する。

### (6) 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

暫定係留施設の整備を前提とし、整備後にその施設への係留を促すことで適正な水面環境を確保していくものとする。

重点的撤去区域の設定時期は、令和2年4月とする。

暫定係留施設への係留が見込めない船舶については、令和2年度中に強制的な撤去措置 (簡易代執行及び行政代執行)を実施する。

#### (7) 暫定係留区域の設定

河川局通達によると、暫定係留施設を整備する区域(以下、「暫定係留区域」という。) は、適正な河川管理を行うため、洪水時等における治水上支障となる恐れが少ない場所に ついて設定するものとされている。

裏川については、(4)記載のとおり治水上支障となる恐れが少ないことから、暫定係 留区域の設定は可能である。

設定区域は、現在船舶が係留されている区域内で、係留を希望する船舶数を勘案し、 「図2暫定係留区域」の範囲とする。

設定時期は、強制的な撤去措置が終了し、施設整備可能な環境が整った時点とする。

### (8) 暫定係留施設の整備に係る年次計画

暫定係留区域の設定後、令和2年度中の整備を図るものとする。

### (9) 暫定係留施設の運用に係る年次計画

暫定係留施設は、令和3年4月に運用を開始するものとする。

暫定係留施設は、使用者が係留を終了した際に係船環等を使用できなくすることで、段階的な解消を図っていくものとする。

令和(年度)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
重点的撤去区域の指定	▶ 調整	• —										
**************************************	- 神雀	_										
暫定係留区域の指定	調整	•										
暫定係留施設の運用			•—							段階的解消	L	- →

図1 重点的撤去区域



# 重点的撤去区域 放置等禁止区域

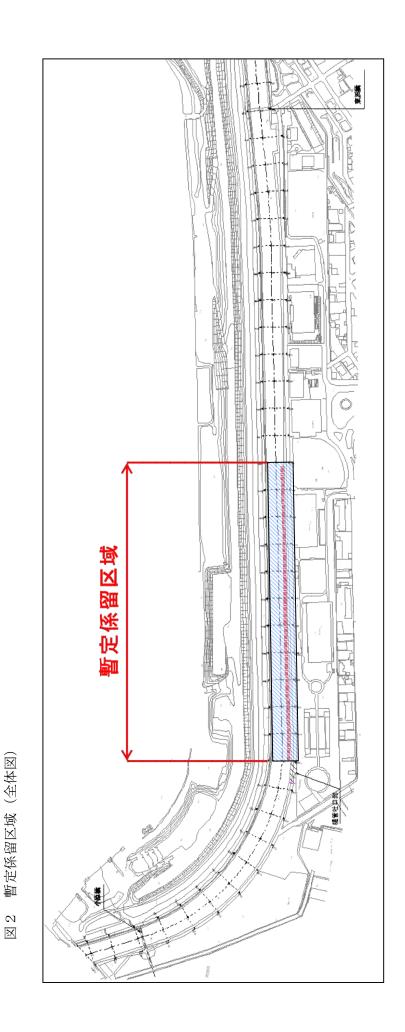
## 適正化推進区域

**重点的撤去区域・・・**重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域(河川局長通達より)

**放置等禁止区域・・・**船舶等を捨て、又は放置してはならない区域(港湾法より)

適正化推進区域・・・係留保管の適正化について重点的かつ優先的に取り組む必要があると認める公共水域等

(大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例より)



暫定係留区域

-4-

暫定係留区域

図3 暫定係留区域(拡大図)

### 2. 重点的撤去区域における強制的な撤去措置の実施計画

### (1) 基本方針

重点的撤去区域においては、不法係留船(付随する係留施設等を含む。)に対して積極的に行政指導、監督処分、簡易代執行及び行政代執行等の措置を講じる。

### (2) 対象船舶

対象となる船舶は、プレジャーボート、漁船、遊漁船等を含む全ての船舶とする。

### (3) 周知徹底

規制措置を効果的に実施するためには、対象者や関係機関等に周知することが重要である。

これまで、平成30年度に「大分地区の公共水域等の利用調整に関する協議会」により関係機関等と連携を深め、平成31年3月~令和元年11月には船舶所有者説明会や近隣自治会長への説明をおこない、周知に努めてきたところであるが、今後も積極的に周知・広報活動を行うものとする。

### (4) 法令に基づく規制手順

河川法、行政代執行法を始めとする関係法令の規定に従い、適正に実施する。 所有者が判明した場合、不明の場合により手順は異なるが、次項「法律に基づく規制手順」に従って行うものとする。

なお、特に悪質な事例については、刑事告発を検討する。

図-2 法律に基づく規制手順 〔行政代執行法に基づく手順〕 [河川法に基づく手順] 所 有 者 が 判 明 所 有 者 が 不 明 船舶が廃棄物に該当するか否かの判断 価値あり 価値なし 河川法に基づく監督処分 (除却命令等) 一定期間公告 廃棄物に該当する ↑ 河川法に基づく 場合は処分 行政代執行法に基づく 簡易代執行 (除却) 行政代執行に基づく文書による戒告 保 管 指定期限までに移動しなかった場合 公 河川管理者の事務所に掲示 代執行令書による通知 (14 日間) 及び官報、関係 <記載内容> 都道府県の公報等に掲載 代執行をなすべき時期 [公示事項] ・派遣する執行責任者の氏名 ①保管した船舶等の名称・種 ・代執行に要する費用の概算による 類・形状・数量 见積額 ②放置されていた場所・除却 した日時 船舶等返還 (費用徵収) ③保管を始めた日時・場所 自主的移動 代 執 行 実 施 (除 却) 不法係留船舶等の価額の評価 当該不法係留船舶等の購入 または製作に要する費用、使 義務者 (所有者) に対 保管 用年数、損耗の程度等を勘案 し、文書をもって代執 して評価 行に要した費用の納 付を命じる 引き取り通知 売 却 ・費用の額 買受け人のない場合 ・糾期口 評価した不法係留船舶等の価 評価した不法保留船 引き取り拒否 額に比し、その保管に不相当 舶等の価額が著しく な費用または手数を要すると 低いときは、当該不 きは船舶等の売却を行う 法係留船舶等を廃棄 返還 費用徽収 供託 することができる 売却代金の保管 廃 棄 代金の所有権取得

-7-

### 3. その他

### (1) 大分地区の公共水域等の利用調整に関する協議会

平成30年度に設置された大分地区の公共水域等の利用調整に関する協議会は、計画推進や関係機関の連携に大きな役割を果たしてきた。

また、本計画策定に際しても、当協議会を通じて関係者から意見聴取を行った。

### 【大分地区の公共水域等の利用調整に関する協議会 構成メンバー】

- 学識経験者
- 行政機関(他水域管理者等)
- · 警察 等(警察署、海上保安部)
- · 関係団体(漁業関係者、小型船安全協会)
- · 河川管理者

### (2) 船舶等の放置等の禁止規定及び罰則規定の整備

強制的な撤去措置を実施し、不法係留船が存在しない状況になっても、その後に新たな不法係留船の発生が繰り返されると、根本的な解決にならないことが懸念される。

そこで、平成26年4月1日施行された河川法施行令改正に従い、「船舶を放置すること」 を禁止行為に指定し、罰則の対象とすることを検討する。

